## 処 分 基 準

令和3年4月1日作成

法	名:古物営業法(2-4)
根 拠 条	項:第23条
処分の概	要:古物商等に対する指示
原権者(委任分	· :千葉県公安委員会
法令の定	₺:
hn /\ #	SAE: .
処 分 基	华:
別紙「古物質 り。	営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとお
問い合わせ	先:生活安全部風俗保安課古物·質屋営業係(電話043-201-0110)
備	考:

別紙

古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準

(趣旨)

第1条 この基準は、古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人若しくは使用人その他の従業者が行った法令違反行為等に対し千葉県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が指示、営業停止命令又は許可の取消しを行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)指示 古物営業法(昭和24年法律第108号。以下「法」 という。)第23条の規定に基づき、古物商又は古物市場主 に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 法第24条の規定に基づき、古物商又は古 物市場主に対し、古物営業の全部又は一部の停止を命ずるこ とをいう。
- (3) 許可の取消し 法第24条第1項の規定に基づき、古物商 又は古物市場主に対し、その古物営業の許可を取り消すこと をいう。
- (4) 法令違反行為 法、法に基づく命令若しくは古物営業に関して行われた他の法令の規定に違反する行為又は法に基づく処分に違反する行為をいう。
- (5) 法令違反行為等 法令違反行為及び指示に違反する行為を いう。
- (6) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。
- (7)営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違 反行為等をいう。
- (8) 営業停止期間 営業停止命令において古物商又は古物市場主が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(法令違反行為等の分類)

第3条 法令違反行為等は、別表第1及び第2に定めるとおり、 A、B、C、D、E、F及びIに分類するものとする。

(指示を行うべき場合)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行うもの とする。
  - (1) 古物商又は古物市場主が B、 C、 D、 E 又は F に分類されるものを行ったとき。
  - (2) 古物商又は古物市場主がこれらの代理人又は使用人その他の従業者(以下「代理人等」という。) に対し指導及び監督その他代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がB、C、D、E又はFに分類されるものを行ったとき。
  - (3)前各号に掲げるもののほか、古物商若しくは古物市場主又は代理人等がIに分類されるものを行った場合であって、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるとき。

(指示の内容)

- 第5条 指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきこと を指示するものとする。
  - (1) 指示対象行為の原因となった事由を解消するための措置その他の指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来に おいて行われることを防止するための措置
- (2)指示対象行為により生じた違法状態が残存しているときは、 当該違法状態を解消するための措置
- (3) 前各号に掲げるもののほか、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見のために必要な措置
- (4)前各号に規定する措置が確実にとられたか否かを確認する 必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会 に報告する措置
- 2 前項各号に規定する措置については、指示対象行為の態様、 指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、 期限を付すことができる。

(営業停止命令)

- 第6条 古物商又は古物市場主が次の各号のいずれかに該当し、 盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害 されるおそれがあると認めるときは、営業停止命令を行うもの とする。
  - (1) 古物商又は古物市場主がB、C、D又はEに分類されるも

のを行ったとき。

- (2) 古物商又は古物市場主が代理人等に対する指導及び監督その他代理人等による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がB、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。
- 2 古物商若しくは商古物市場主がFに分類されるものを行ったとき、又は古物商若しくは古物市場主が代理人等に対する指導及び監督その他代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がFに分類されるものを行ったときであって、次の各号のいずれかに該当するときは、営業停止命令を行うものとする。
- (1) 古物商若しくは古物市場主又は代理人等により当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為が繰り返し行われているとき。
- (2) 古物商若しくは古物市場主又は代理人等が当該営業停止命令対象行為を行った日前5年以内に当該古物商又は古物市場主が営業停止命令を受けたことがあるとき。
- (3) 古物商若しくは古物市場主又は代理人等が当該営業停止命令対象行為を行った日前3年以内に当該古物商又は古物市場 主が指示を受けたことがあるとき。
- (4) 古物商若しくは古物市場主又は代理人等が当該営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。
- (5)前各号に掲げるもののほか、古物商又は古物市場主が引き続き古物営業を行った場合に盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(営業の一部の停止命令)

- 第7条 古物商の営業所又は古物市場主の古物市場のうち、一部の営業所又は古物市場のみを対象として営業停止命令を行うべき必要があり、かつ、それにより目的を達成できる場合には、一部の営業所又は古物市場に対して営業停止命令を行うことができる。
  - (営業停止命令に係る基準期間等)
- 第8条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期(以下それ

ぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。)は、次の各号に掲げる法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (2) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (3) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (4) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。
- (5) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日とする。

(営業停止命令の併合)

- 第9条 法令違反行為等に該当する行為が2個以上行われた場合 において営業停止命令を行うときは、1個の営業停止命令を行 うものとする。
- 2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。ただし、これらの期間は、6月を超えることはできない。
- (1) 基準期間 各法令違反行為等について前条により定められた基準期間の最も長いもの(その最も長いものが1月である場合にあっては、30日)にその2分の1の期間を加算した期間(その期間に1日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。)
- (2) 短期 各法令違反行為等について前条の規定により定められた短期のうち最も長いもの
- (3)長期 各法令違反行為等について前条の規定により定められた長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算した期間(その期間に1日に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

(観念的競合)

第10条 1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当する場合において営業 停止命令を行うときは、各法令違反行為等について第8条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(常習違反加重)

第11条 古物商又は古物市場主が営業停止命令を受けた日から 5年以内に当該古物商又は古物市場主に営業停止を行うとは、 当該営業停止命令に係る法令違反行為等について第8条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、6月を超えることはできない。

(営業停止命令の期間の決定)

- 第12条 営業停止期間は、第8条から前条までの規定により定められた基準期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事 由があるときは、第8条から前条までの規定により定められた 短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営 業停止期間とすることができる。
- (1)営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められること。
- (2) 古物商若しくは古物市場主又は代理人等が暴行又は脅迫を 受けて営業停止命令行為を行ったこと。
- (3)代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、古物商又は古物市場主の過失が極めて軽微であると認められること。
- (4) 古物商又は古物市場主が営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態若しくは依頼者等の被害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しいこと。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する 事由があるときは、第8条から前条までの規定により定められ た長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営 業停止期間とすることができる。
- (1) 営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。
- (2) 法令又は指示に違反した程度が著しく大きいこと。
- (3) 営業停止命令対象行為により生じた盗品等の売買等の防止 又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高いと 認められること。
- (4) 古物商又は古物市場主が営業停止命令対象行為を行った日

前5年以内に同種又は類似の営業停止命令対象行為を理由として、指示又は営業停止命令を受けたこと。

- (5) 営業停止命令対象行為を代理人等が行うことを防止できなかったことについて、古物商又は古物市場主の過失が極めて 重大であると認められること。
- (6) 古物商又は古物市場主が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に 重いこと。

(許可の取消しを行うべき場合)

- 第13条 次の各号に掲げる場合は、許可を取り消すものとする。
  - (1) 古物商又は古物市場主がAに分類されるものを行ったとき。
  - (2) 古物商又は古物市場主が代理人等に対し指導及び監督その他代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がAに分類されるものを行ったとき。
  - (3) 第8条から第11条までの規定により営業停止命令の長期が6月に達した場合であって、かつ、前条第3項に掲げる事由があるとき。
  - (4) 許可の取消しを行おうとする日前1年間に60日以上の営業停止命令を受けた古物商若しくは古物市場主又は代理人等が当該営業停止命令の理由となった法令違反行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反したとき。
  - (5)前各号に掲げるものの場合のほか、法令違反行為等(Iに分類されるものを除く。)を行った古物商若しくは古物市場主又は代理人等が再び法令違反行為等を繰り返すおそれが極めて強く、古物営業の健全化が期待できないと判断されるとき。

(情状による軽減)

第14条 許可の取消しを行うこととなる事案であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、許可の取消し に代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

(指示、営業停止及び取消しの関係)

第15条 法令違反行為等に対して許可の取消しを行うときは、 指示又は営業停 止命令は行わないものとする。 2 営業停止命令を行う場合において、法令違反状態の解消等の ため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について 指示を併せて行うことができる。

## 別表第1 (第3条関係)

番号	法 令 違 反 行 為 等	関 係 条 項	分類
1	不正手段により許可を受ける行為	法第3条、法第31条第2号	A
2	名義貸し	法第9条、法第31条第3号	A
3	営業停止等命令違反	法第24条、法第31条第4号	A
4	古物商の営業制限違反	法第14条第1項、法第32条	С
5	古物市場での取引制限違反	法第14条第3項、法第33条第1号	D
6	確認等義務違反	法第15条第1項、法第33条第1号	D
7	帳簿等備付け義務違反	法第18条第1項、法第33条第1号	D
8	古物商の品触れ相当品届出義務違反	法第19条第3項、法第33条第1号	С
9	古物市場主の品触れ相当品届出義務違反	法第19条第4項、法第33条第1号	С
10	古物商の帳簿等記載等義務違反	法第16条、法第33条第2号	D
11	古物市場主の帳簿等記載等義務違反	法第17条、法第33条第2号	D
12	帳簿等毀損等届出義務違反	法第18条第2項、法第33条第3号	D
13	品触書保存等義務違反	法第19条第2項、法第33条第4号	D
14	差止め命令違反	法第21条、法第33条第5号	С
15	許可申請書等虚偽記載	法第5条第1項、法第34条第1号	D
16	競り売り届出義務違反	法第10条、法第34条第2号	D
17	変更届出義務違反	法第7条第1項、第2項、第4項、法第3 5条第1号	Е
18	許可証返納義務違反	第8条第1項、法第35条第2号	F
19	許可証携帯義務違反	法第11条第1項、法第35条第2号	F
20	行商従業者証携帯義務違反	法第11条第2項、法第35条第2号	F
21	標識掲示等義務違反	法第12条、法第35条第2号	F
22	立入り等の拒否等	法第22条第1項、法第35条第3号	D
23	報告義務違反	法第22条第3項、法第35条第4号	D
24	許可証亡失等届出義務違反	法第5条第4項	F
25	許可証等提示義務違反	法第11条第3項	F
26	管理者選任義務違反	法第13条第1項	F
27	古物商の不正品申告義務違反	法第15条第3項	D
28	指示処分違反	法第23条	В
29	新許可証交付申請義務違反	法附則第3条第2項、法附則第5条第1項 第2号	F

## 別表第2(第3条関係)

7,127	表第 2 (第 3 条関係) 			
番号	法律名	関係条項	法令違反行為	分類
1	刑法	第95条	公務執行妨害及び職務強要	С
2	刑法	第137条(製造に係る部分を除く。)、第141条(第137条(製造に係る部分を除く。)に係る部分に限る。)	あへん煙吸食器具輸入等・同未遂	С
3	刑法	第140条(あへん煙を吸食するための器具の所持に係る部分に限る。)、第141条(第140条(あへん煙を吸食するための器具の所持に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)	あへん煙吸食器具所持・同未遂	D
4	刑法	第175条第1項(物の頒布に 係る部分に限る。)又は第2項 (所持に係る部分に限る。)	わいせつ物販売目的所持	E
5	刑法	第235条、第243条(第2 35条に係る部分に限る。)	窃盗・同未遂	С
6	刑法	第236条、第243条(第2 36条に係る部分に限る。)	強盗・同未遂	С
7	刑法	第237条	強盗予備	D
8	刑法	第238条、第243条(第2 38条に係る部分に限る。)	事後強盗・同未遂	С
9	刑法	第239条、第243条(第2 39条に係る部分に限る。)	こん 昏酔強盗・同未遂	С
10	刑法	第240条、第243条(第2 40条に係る部分に限る。)	強盗致傷・同未遂	В
11	刑法	第240条、第243条(第2 40条に係る部分に限る。)	強盗致死・同未遂	В
12	刑法	第241条第1項、第241条 第2項	強盗・強制性交等・同未遂	В

13	刑法	第241条第3項、第243条 (第241条第3項に係る部分 に限る。)	強盗・強制性交等致死・同未 遂	В
14	刑法	第246条、第250条(第2 46条に係る部分に限る。)	詐欺・同未遂	С
15	刑法	第246条の2、第250条 (第246条の2に係る部分に 限る。)	電子計算機使用詐欺・同未遂	С
16	刑法	第247条、第250条(第2 47条に係る部分に限る。)	背任・同未遂	С
17	刑法	第248条、第250条(第2 48条に係る部分に限る。)	準詐欺・同未遂	С
18	刑法	第249条、第250条(第2 49条に係る部分に限る。)	恐喝・同未遂	С
19	刑法	第252条	横領	С
20	刑法	第253条	業務上横領	С
21	刑法	第254条	遺失物等横領	С
22	刑法	第256条第1項	盗品等無償譲受け	С
23	刑法	第256条第2項	盗品運搬等	С
24	刑法	第258条	公用文書等毀棄	С
25	刑法	第259条	私用文書等毀棄	С
26	刑法	第261条	器物損壊等	Е

27	刑法	第263条	信書隠匿	E
28	盗犯等の防止及び処分 に関する法律	第2条	常習特殊窃盗罪・同未遂	С
29	盗犯等の防止及び処分 に関する法律	第2条	常習特殊強盗罪・同未遂	С
30	盗犯等の防止及び処分 に関する法律	第3条	常習累犯窃盗罪・同未遂	С
31	盗犯等の防止及び処分 に関する法律	第3条	常習累犯強盗罪・同未遂	С
32	組織的な犯罪の処罰及 び犯罪収益の規制等に 関する法律	第3条第1項(第13号に掲げる罪に係る部分に限る。)、第4条(第3条第1項(第13号に掲げる罪に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)	組織的な詐欺・同未遂	С
33	組織的な犯罪の処罰及 び犯罪収益の規制等に 関する法律	第3条第1項(第14号に掲げる罪に係る部分に限る。)、第4条(第3条第1項(第14号に掲げる罪に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)	組織的な恐喝・同未遂	С
34	組織的な犯罪の処罰及 び犯罪収益の規制等に 関する法律	用3条用2項(第1項第14号 に掲げる罪に係る部分に限 る。)、第4条(第3条第2項 (第1項第14号に掲げる罪に 係る部分に限る。)に係る部分 に限る。)	団体の不正権益獲得目的の恐 喝・同未遂	С
35	組織的な犯罪の処罰及 び犯罪収益の規制等に 関する法律	第10条(第3項に係る部分を除く。)	犯罪収益等隠匿等・同未遂	С
36	組織的な犯罪の処罰及 び犯罪収益の規制等に 関する法律	第10条第3項	犯罪収益等隠匿等予備	D
37	組織的な犯罪の処罰及 び犯罪収益の規制等に 関する法律	第11条	犯罪収益等収受	С
38	印紙犯罪処罰法	第2条(交付又は輸入に係る部 分に限る。)	偽造印紙等の交付等・同未遂	С
39	臘虎膃肭獣猟獲取締法	第5条(第1条第1項の販売又 は第2項の所持に係る部分に限 る。)	獣皮又はその製品の販売又は 所持	D
40	印紙等模造取締法	第2条(第1条第1項の輸入、 販売又は頒布に係る部分に限 る。)	模造印紙等の輸入等	D

			I	
41	産業標準化法	第78条(第3号に係る部分に 限る。)	表示の付してある輸入された 鉱工業品又は電磁的記録を記 録した記録媒体の販売	D
42	外国為替及び外国貿易 法	第69条の6第1項第1号	許可を受ける義務のある外国 相互間の貨物の移動を伴う取 引	С
43	外国為替及び外国貿易 法	第69条の6第1項第2号、第 69条の6第3項	許可を受ける義務のある特定 地域を仕向地とする特定種類 貨物の輸出・同未遂	С
44	外国為替及び外国貿易 法	第69条の6第2項第2号、第 69条の6第3項	核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の特定地域への輸出・同未遂	С
45	外国為替及び外国貿易 法	第69条の7第1項第3号	許可を受ける義務のある特定 地域以外を仕向地とする特定 種類貨物の輸出	С
46	外国為替及び外国貿易 法	第69条の7第1項第4号	承認を受ける義務のある特定 種類又は特定地域を仕向地と する貨物の輸出	С
47	外国為替及び外国貿易 法	第69条の7第1項第5号	承認を受ける義務のある貨物 の輸入	С
48	外国為替及び外国貿易 法	第70条第1項第6号(貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。)	許可を受ける義務のある貴金 属の輸出	С
49	外国為替及び外国貿易 法	第71条第1号(貴金属の輸出 又は輸入に係る部分に限る。)	届出をする義務のある貴金属 の輸出	D
50	文化財保護法	第193条	重要文化財の輸出	С
51	文化財保護法	第194条	重要有形民族文化財の輸出	С
52	関税法	第108条の4第2項、第3項	児童ポルノ、特許権侵害物品 等の輸出・同未遂	С
53	関税法	第108条の4第5項	児童ポルノ、特許権侵害物品 等の輸出の予備	С
54	関税法	第109条第1項、第3項	けん銃等の輸入・同未遂	С

55	関税法	第109条第2項、第3項	公安又は風俗を害すべき書籍 等の輸入・同未遂	С
56	関税法	第109条第4項	けん銃等の輸入の予備	С
57	関税法	第109条第5項	公安又は風俗を害すべき書籍 等の輸入の予備	С
58	関税法	第112条	犯罪に係る貨物の運搬、保管 等	С
59	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の2第2項、第3項 (第2項に係る部分に限る。)	営利目的でのけん銃等の不法 輸入・同未遂	В
60	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の3第1項前段	けん銃等の所持	С
61	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の3第1項後段	2以上のけん銃等の所持	С
62	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の3第3項第1号、第 31条の3第4項(第3項第1 号に係る部分に限る。)	団体の活動として組織により 行われるけん銃等の所持 団体に不正権益を得させる等 の目的で行うけん銃の所持	С
63	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の3第3項第2号、第 31条の3第4項(第3項第2 号に係る部分に限る。)	団体の活動として組織により 行われる2以上のけん銃等の 所持 団体に不正権益を得させる等 の目的で行う2以上のけん銃 の所持	С
64	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の4第2項、第3項 (第2項に係る部分に限る。)	営利目的のけん銃等の譲渡し 又は貸付け・同未遂 営利目的のけん銃等の譲受け 又は借受け・同未遂	С
65	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の7第2項、第3項 (第2項に係る部分に限る。)	営利目的でのけん銃実包の不 法輸入・同未遂	С
66	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の8	けん銃実包の所持	С
67	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の9第2項、第3項 (第2項に係る部分に限る。)	営利目的のけん銃実包の譲渡 し・同未遂 営利目的のけん銃実包の譲受 け・同未遂	С

68	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の11第1項第1号	猟銃の所持	С
69	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の11第1項第2号、 第2項	けん銃部品の不法輸入・同未 遂	С
70	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の12 (第31条の2 第2項に係る部分に限る。)	営利目的のけん銃等の輸入予備	С
71	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の13 (第31条の2 第2項に係る部分に限る。)	営利目的のけん銃等輸入のた めの資金等提供	С
72	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の15	けん銃等の譲渡しと譲受け又 は貸付けと借受けの周旋	С
73	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の16第1項第1号	銃砲(けん銃及び猟銃以外) 又は刀剣類の所持	С
74	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の16第1項第2号	けん銃部品の所持	С
75	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の16第1項第3号、 第2項	けん銃部品の譲渡しと譲受け 又は貸付けと借受け・同未遂	С
76	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の17第1項(第31 乗の2第2項に係る部分に限 る。)	けん銃等として交付を受けた 物品又はけん銃等として取得 した物品の輸入	С
77	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の17第2項第1号	けん銃等として交付を受けた 物品又はけん銃等として取得 した物品の所持	D
78	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の17第2項第2号	物品のけん銃等として譲渡し と譲受け又は貸付けと借受け	D
79	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の17第2項第3号	けん銃実包として交付を受け た物品又はけん銃実包として 取得した物品の輸入	D
80	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の17第3項第1号	けん銃実包として交付を受け た物品又はけん銃実包として 取得した物品の所持	D
81	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の17第3項第2号	物品のけん銃実包等としての 譲渡し又は譲受け	D

82	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の17第3項第3号	けん銃部品として交付等を受けた物品の輸入	D
83	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の17第4項第1号	けん銃部品として交付を受け た物品又はけん銃部品として 取得した物品の所持	D
84	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の17第4項第2号	物品のけん銃部品としての譲 渡し等	D
85	銃砲刀剣類所持等取締 法	第31条の18第1号	けん銃実包の譲渡しと譲受け の周旋	D
86	銃砲刀剣類所持等取締 法	第32条第1号	けん銃部品の譲渡しと譲受け 又は貸付けと借受けの周旋	D
87	銃砲刀剣類所持等取締 法	第32条第4号	準空気銃の所持	D
88	銃砲刀剣類所持等取締 法	第32条第5号	販売目的の模擬銃器の所持	D
89	銃砲刀剣類所持等取締 法	第33条第1号	登録を受けた銃砲又は刀剣類 の譲渡し等	D
90	銃砲刀剣類所持等取締 法	第35条第2号(第22条の2 第1項に係る部分に限る。)	販売目的の模擬銃器の所持	F
91	特許法	第196条の2(第101条の 譲渡、輸入又は所持する行為に 係る部分に限る。)	特許権又は専用実施権を侵害 する行為とみなされる行為	С
92	実用新案法	第56条(第28条により侵害 するものとみなされる行為のう ち譲渡、輸入又は所持に係る部 分に限る。)	実用新案権又は専用実施権の 侵害	С
93	意匠法	第69条の2 (第38条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る。)	意匠権又は専用実施権を侵害 する行為とみなされる行為	С
94	商標法	第78条の2(第37条又は第67条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)	商標権又は専用使用権を侵害 する行為とみなされる行為	С
95	電気用品安全法	第57条第3号(販売に係る部分に限る。)	電気用品の販売	D

96	印紙税法	第22条第3号(第16条の販売又は所持に係る部分に限る。)	納付印等の販売又は所持の禁止	D
97	著作権法	第119条第2項第3号(第1 13条第1項第2号の申出に係 る部分を除く。)	著作権等を侵害する行為とみ なされる行為	С
98	著作権法	第120条の2第1号(譲渡、 輸入、譲渡又は所持に係る部分 に限る。)	技術的保護手段の回避機能装 置の譲渡等	С
99	著作権法	第120条の2第3号(第11 3条第4項の頒布、輸入又は所 持に係る部分に限る。)	営利を目的とした著作者人格 権等の侵害行為	С
100	著作権法	第120条の2第4号(第11 3条第6項の輸入、頒布又は所 持に係る部分に限る。)	営利を目的とした著作権等の 侵害行為	С
101	著作権法	第121条	著作者でない者等の実名等を 表示した著作物の複製物の頒 布	D
102	著作権法	第121条の2(頒布又は所持 に係る部分に限る。)	商業用レコード複製物の頒 布、頒布目的所持	D
103	郵便切手類模造等取締法	第2条(第1条第1項の輸入、 販売又は頒布に係る部分に限 る。)	模造郵便切手等の輸入等	D
104	消費生活用製品安全法	第58条第1号(第4条第1項 の販売に係る部分に限る。)	消費生活用製品の販売	D
105	有害物質を含有する家 庭用品の規制に関する 法律	第10条第1号(第5条の販売 又は授与に係る部分に限る。)	基準に適合しない家庭用品の 販売等	D
106	絶滅のおそれのある野 生動植物の種の保存に 関する法律	第57条の2 (第12条第1項 又は第15条第1項に係る部分 に限る。)	希少野生動植物種の個体等の 譲渡し、譲受け、引渡し又は 引取り	С
107	絶滅のおそれのある野 生動植物の種の保存に 関する法律	第57条の2 (第12条第1項 又は第15条第1項に係る部分 に限る。)	特定国内希少野生動植種以外 の国内希少野生動植物種の個 体等の輸出入	С
108	絶滅のおそれのある野 生動植物の種の保存に 関する法律	第58条第2号(第17条に係 る部分に限る。)	希少野生動植物種の個体等の 販売又は頒布目的陳列	D
109	絶滅のおそれのある野 生動植物の種の保存に 関する法律	第63条第6号(第21条第3 項に係る部分に限る。)	登録等に係る国際希少野生動 植物種の個体等とともにする 譲渡し等	F

		第21条第2項第1号(第2条第	他人の商品等表示として認識	
110	不正競争防止法	1項第1号又は第20号の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る。)	されているものと同一又は類 似の商品等を使用した商品の 譲渡し等	С
111	不正競争防止法	第21条第2項第3号(第2条 第1項第3号の譲渡、輸出又は 輸入に係る部分に限る。)	他人の商品の形態を模倣した 商品の譲渡し等	С
112	不正競争防止法	第21条第2項第7号(第16 条又は第17条の譲渡、引渡 し、輸出又は輸入に係る部分に 限る。)	外国の国旗等類似記章を商標 として使用した商品の譲渡等	С
113	児童買春、児童ポルノ に係る行為等の規制及 び処罰並びに児童の保 護等に関する法律	第7条第3項(所持、輸入又は 輸出に係る部分に限る。)	児童ポルノ提供目的所持及び 輸出	С
114	児童買春、児童ポルノ に係る行為等の規制及 び処罰並びに児童の保 護等に関する法律	第7条第7項(所持、輸入又は 輸出に係る部分に限る。)	児童ポルノ不特定多数提供目 的所持及び輸出入	С
115	鳥獣の保護及び管理並 びに狩猟の適正化に関 する法律	第83条第1項第4号(第25条第1項に係る部分に限る。)	鳥獣(加工品)の輸出	D
116	鳥獣の保護及び管理並 びに狩猟の適正化に関 する法律	第83条第1項第4号(第26条第1項に係る部分に限る。)	鳥獣(加工品)の輸入	D
117	鳥獣の保護及び管理並 びに狩猟の適正化に関 する法律	第84条第1項第5号(第16条第2項に係る部分に限る。)	使用禁止猟具の販売等	D
118	鳥獣の保護及び管理並 びに狩猟の適正化に関 する法律	第84条第1項第5号(第27 条(譲渡し、譲受け、販売又は 加工若しくは保管のための引渡 し若しくは引受けに係る部分に 限る。)に係る部分に限る。)	違法に捕獲又は輸入した鳥獣 (加工品)の譲渡し等	D
119	特殊開錠用具の所持の 禁止等に関する法律	第16条(第3条に係る部分に 限る。)	特殊開錠用具の所持	D
120	消費者安全法	第51条第1号(第41条第1 項の譲渡又は引渡しに係る部分 に限る。)	消費安全性を欠く商品等の譲渡等	С
121	軽犯罪法	第1条(第17号に係る部分に 限る。)	古物の売買等に関して帳簿に 不実の記載をさせる行為	I
122	質屋営業法	第30条	無許可営業	С
123	質屋営業法	第30条	名義貸し	С

124	質屋営業法	第30条	行政処分違反	С
125	質屋営業法	第31条	営業制限違反	D
126	質屋営業法	第32条	無許可営業所移転	D
127	質屋営業法	第32条	管理者の無許可新設又は変更	D
128	質屋営業法	第32条	確認義務違反	D
129	質屋営業法	第32条	帳簿等備付け等義務違反	D
130	質屋営業法	第32条	帳簿等記載等義務違反	D
131	質屋営業法	第32条	帳簿等保存義務違反	D
132	質屋営業法	第32条	帳簿き損等届出義務違反	D
133	質屋営業法	第32条	品触の保存等義務違反	D
134	質屋営業法	第32条	品触該当品の届出義務違反	D
135	質屋営業法	第32条	差止め命令違反	D
136	質屋営業法	第33条第1号	営業内容の変更届出義務違反	F
137	質屋営業法	第33条第1号	許可証亡失等届出義務違反	F

138	質屋営業法	第33条第1号	許可証の返納義務違反	F
139	質屋営業法	第33条第1号	許可の表示義務違反	F
140	質屋営業法	第33条第1号	質契約内容の掲示義務違反	F
141	質屋営業法	第33条第1号	短期流質契約違反	F
142	質屋営業法	第33条第1号	掲示内容違反契約	F
143	質屋営業法	第33条第1号	質屋の廃業等に際する措置	F
144	質屋営業法	第33条第2号	立入等の拒否、妨害、忌避	D
145	古物営業法施行規則	第6条	古物市場主の変更後の規約の 提出	I
146	古物営業法施行規則	第13条	行商従業者証、標識に係る他 事記載の禁止	I
147	古物営業法施行規則	第15条第4項	古物市場における取引者の確認	I
148	古物営業法施行規則	第17条第3項	帳簿等記載書類の取引順編て つ	I
149	その他の法令違反(罰金以上の罰則)			F
150	その他の法令違反 (罰則が拘留又は科料のもの、罰則がないもの)			I
151	1から150までのいずれかに掲げる法令違反行為(罰則の適用があるものに限る。) を教唆し、若しくは幇助する行為又は当該行為を教唆する行為			当令行係類一類 法反に分同分 別